様式第2号（第2条、第3条関係）

景観形成基準に対する配慮状況（東郷池景観形成重点区域以外）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為地： | | | | | | | | | | | |
| 景　　観　　形　　成　　基　　準 | | | | | | | | | | チェック欄  (配慮した内容を記入) | |
| 共　通　事　項 | 位置 | ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。  ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。  ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。  ・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 | | | | | | | | * □　　　□　　　□ |  |
| 規模 | ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 | | | | | | | | □ |  |
| 緑化等 | ・緑化はできる限り多く速やかに行うこと。 | | | | | | | | □ |  |
| ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。  ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 | | | | | | | | □ □ |  |
| 法第16条第1項第1号（建築物）及び第2号（工作物）の建築等に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 外観 | | | ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。  ・壁面設備、屋上設備等（※）は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観と調和した形態および意匠とすること。  ※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。 | | | | | | | □　□ |  |
| 色彩 | | | ・周辺の景観と調和した色彩とすること。  ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 | | | | | | | * □ |  |
| ・外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない。   |  |  | | --- | --- | | 有彩色の色相 | 彩　　　度 | | 0.1R～10R | ４以下 | | 0.1YR～5Y | ６以下 | | 上記以外の色相 | ２以下 |   ※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。  ※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。  ・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度６以上８以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度４以上５以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 | | | | | | | * □ |  |
| 素材 | | | ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。  ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。  ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとすること。 | | | | | | | □ □ □ |  |
| 緑化 | | | ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く）の3％以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10㎡以下である場合は、この限りではない。 | | | | | | | □ |  |
| ・自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 | | | | | | | □ |
| 法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第11条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。））に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 変更後の形状 | | | | | ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただしやむを得ない場合には、次のようにすること。   1. 法面は、緑化可能な勾配にすること。   ②　擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。  ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 | | | | | * □ |  |
| 条例第11条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 方法 | | | | ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。  ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。     1. 法面は、緑化可能な勾配とすること。   ②　擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 | | | | | | □□ |  |
| 遮へい | | | | ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 | | | | | | □ |  |
| 緑化 | | | | ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに緑化を行うこと。 | | | | | | □ |  |
| 条例第11条第2号（木竹の伐採）に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 方法 | | | | | | ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 | | | | □ |  |
| 緑化 | | | | | | ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 | | | | □ |  |
| 条例第11条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 方法 | | | | | | | ・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び  隣接地との境界線から十分間隔をとること。 | | | □ |  |
| 遮へい | | | | | | | ・展望地等から堆積されている物件が見えないように遮へいすること。  ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。  ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。   |  |  | | --- | --- | | 有彩色の色相 | 彩　度 | | 0.1R～10R | ４以下 | | 0.1YR～5Y | ６以下 | | 上記以外の色相 | ２以下 |   ※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法～三属性による色の表示方法）による。  ※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、  過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。 | | | □　□　□ |  |
| 条例第11条第4号（水面の埋立て又は干拓）に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 変更後の形状 | | | | | | | | ・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 | | □ |  |
| 条例第11条第5号（特定照明）に関する基準 | | | | | | | | | | | |
| 方法 | | | | | | | | | ・特定の対象物を照射するものであること。  ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等に  カバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを  防止すること。 | * □ |  |

記入例：　該当しない場合　□　／　該当している場合　☑